

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	東公園管理作業委託	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	公益社団法人 五泉市 シルバー人材センター 五泉市太田 1092-1 番地	平成 30 年 4 月 1 日	2,045,668 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
2	吉清水湧水の里維 持管理作業委託	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	自立就労センターいず み 五泉市中川新 1498 番地	平成 30 年 4 月 1 日	351,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
3	桑栽培業務委託	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	自立就労センターいず み 五泉市中川新 5545 番地 1	平成 30 年 4 月 1 日	165,660 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
4	ぼたん園除草作業 委託（開園前）	平成 30 年 4 月 2 日から 平成 30 年 4 月 30 日まで	公益社団法人 五泉市 シルバー人材センター 五泉市太田 1092-1 番地 1	平成 30 年 4 月 2 日	512,000 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。